

万引き被疑者を検挙！

令和7年12月29日午前10時27分ころ、中間市中鶴所在のスーパーマーケットにおいて、食料品等の万引き事件が発生しました。

捜査の結果、70代男性の犯行であることが判明したため、この男性を窃盗被疑者として検挙しました。



万引きは、「窃盗罪」という重大な犯罪です。軽い気持ちで繰り返すうちに常習化してしまふことがあります。

「万引きはしない、させない、見逃さない」規範意識を高めましょう。

なかま

公然わいせつ事件の発生

令和7年12月19日午前6時40分ころ、中間市岩瀬一丁目付近の路上において、男性が通行人に、「お金あげるけん、見て。」等と声をかけ、陰部を露出する公然わいせつ事件が発生しました。

男性は、年齢不明、身長170センチメートル位で、黒色フード付きジャンパー、黒色ズボンを着ており、懐中電灯で陰部を照らしていました。

性犯罪から身を守ろう！

- ・夜間の外出時は、明るくて人通りの多い道を選ぶ
- ・「ながら歩き（音楽を聴きながら、携帯を扱いながら等）」をしない
- ・駅やコンビニからの帰宅時は特に注意する
- ・防犯ブザーを持ち歩く



発行所
折尾警察署
TEL 093-691-0110
中間交番



中間交番管内
1月中事件・事故発生状況
(令和8年1/1~1/20)

車上ねらい	0	物件	25
自転車盗	0	人身	2
オートバイ盗	0		
自販機ねらい	0		
侵入盗	0		
その他盗難	3		
性犯罪等	0		

自転車

の一定の交通違反に青切符が導入されます！

自転車での違反者に、青切符(交通反則告知書)による告知がなされ、反則金が科せられます。なお、酒気帯び運転等の悪質な違反については、従来どおり、刑事処分の対象となります。



- 令和8年4月1日から
- 対象年齢は16歳以上
- 対象となる行為は113種類
- 反則金額は原付バイクと同等



詳しくは、警察庁交通局作成の「自転車ルールブック」をご参照ください。

ルールブック



例えば



並進
反則金 3,000円



二人乗り
反則金 3,000円



傘さし運転
反則金 5,000円



携帯電話使用等
反則金 12,000円